

債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け(金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法)の是非に関する東京地判平成 24 年 11 月 2 日評釈

浅妻章如

1. 事案の概要
 - 1.1. 事 実
 - 1.2. 金融商品会計実務指針
 - 1.3. 争 点
 - 1.4. 当事者の主張
2. 判旨 請求棄却(控訴)
3. 評釈 判旨反対
 - 3.1. 争点1に関する本判決の意義と、本稿の構成
 - 3.2. 金融商品会計実務指針の法源性と網羅性の欠如
 - 3.3. 判旨の論理構造の問題
 - 3.4. 法人税法 22 条 4 項の先行判例：最判平成 5 年 11 月 25 日
 - 3.5. 経済実質的な考慮
 - 3.6. 税務署長の会計処理と X の会計処理との比較
 - 3.7. ま と め
 - 3.8. 争点 2：執行レベルでの平等原則違反の有無

本稿の目的は、東京地判平成 24 年 11 月 2 日平成 22 年(行ウ)693 号(以下「本件」という)の評釈である。判旨には問題があると考えている。本件は控訴されている。本稿執筆のきっかけはトラスト 60 における研究会(金融取引と課税：座長・中里実)において頂いたが、文中の意見は浅妻個人の意見であり、誤りの責は浅妻に帰す。

本稿において、「」を引用のために用い、【】を区切りの明確化のために用いる。人名に職名・敬称を付さない。1. で事案の概要を説明し、2. で判旨

を紹介し、3. で評釈をする。

本件の争点は 3 つある。本稿 3. は、争点 1（債権流動化後の信託劣後受益権者の収益配当金の元本充当・益金算入の振り分けについて）に焦点を当てる。最後に争点 2（平等原則違反の有無）について簡単に述べる。争点 3 には触れない。

1. 事案の概要

1.1. 事 実

原告・X 銀行は銀行業務や信託業務等を目的とする株式会社である。X は自らの保有する住宅ローン債権の流動化取引をした。X は、住宅ローン債権を信託譲渡し、優先受益権と劣後受益権という 2 種類の信託受益権を受領し、優先受益権は投資家に売却され、劣後受益権は X が保有する、という仕組み（詳しい仕組みは後述）であった。

X は、劣後受益権に係る収益配当金の一部について、平成 16 年 3 月期、17 年 3 月期及び 18 年 3 月期（以下「本件各事業年度」という）に係る法人税の益金、並びに平成 17 年 3 月課税期間及び 18 年 3 月課税期間（以下「本件各課税期間」という）の消費税の資産の譲渡等の対価に含めず、確定申告をした。Z 税務署長は、劣後受益権の収益配当金の全てが法人税に係る益金及び消費税に係る資産の譲渡等の対価の額に含まれるとして、本件各事業年度の各法人税更正処分及び本件各課税期間の各消費税更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件各更正処分等」という）をした。X はそれらの取消を求めた。国税不服審判所平成 22 年 6 月 9 日裁決（非公開）は X の審査請求を棄却した。

流動化取引の内容について、本件流動化取引 1 と本件流動化取引 2 とに分けて説明する。

本件流動化取引 1 は次のようなものであった。

平成 15 年 2 月 3 日、X は、A 信託銀行との間で、X を委託者、A を受託者として、信託契約を締結した。X は自らの保有する住宅ローン債権の一部（元本総額 204 億 7431 万 6907 円相当分。以下「本件債権 1」という）を包括して信託譲渡した。X は、A から元本金額 175 億円の優先受益権（優先的に元本が償還される受益権。以下「本件優先受益権 1」という）、及び元本金額 29 億 7431 万 6907 円の劣後受益権（優先受益権の元本が全額償還された後に元本が償還される受益権。以下「本件劣後受益権 1」という）を受領した。2 日後、X は A に 1 億 8250 万 9299 円を追加信託し、これを本件劣後受益権 1 の元本に上乗せし、本

件劣後受益権 1 の元本金額は 31 億 5682 万 6206 円に増額された。X は、同月 14 日、B 証券株式会社に対し、本件優先受益権 1 を代金 175 億円で売却した。X は本件劣後受益権 1 のみを保有することとなった。本件各事業年度において、本件優先受益権 1 の未払元本残高が零になっていなかったことから、本件劣後受益権 1 に対する元本の償還は行われなかった。本件優先受益権 1 の売却により、本件優先受益権 1 は X の貸借対照表に計上されなくなったことから、X は、平成 15 年 3 月期において、本件優先受益権 1 の元本金額 175 億円から譲渡原価たる 157 億 6808 万 6359 円¹⁾を引いた 17 億 3191 万 3641 円を本件優先受益権 1 の売却益として計上した。譲渡原価等については金融商品会計実務指針 37 項（後述）に依拠した。本件劣後受益権 1 は X の貸借対照表に計上され続けた。本件劣後受益権 1 の帳簿価額は 48 億 8873 万 9847 円²⁾とする会計処理をした。

本件流動化取引 2 は次のようなものであった。

平成 16 年 7 月 30 日、有限責任中間法人 C に対し、X は自らの保有する住宅ローン債権の一部（元本総額 237 億 2274 万 0543 円相当分。以下「本件債権 2」という）を代金 255 億 7732 万 8956 円で売却した。同日、C は、自らを委託者、X を受託者として、信託契約を締結した。C は本件債権 2 を信託譲渡した。C は、X から元本金額 200 億円の優先受益権（以下「本件優先受益権 2」という）、元本金額 10 億円のメザニン受益権（優先受益権と劣後受益権の中間に位置する受益権。以下「本件メザニン受益権」という）、及び元本金額 27 億 2274 万 0543 円の劣後受益権（以下「本件劣後受益権 2」という）を受領した。同日、C は X に 2 億 6238 万 9925 円を追加信託し、これを元本³⁾に上乗せし、本件劣後受益権 2 の元本金額は 29 億 8513 万 0468 円に増額された。同日、X は C から本件メザニン受益権及び本件劣後受益権 2 を、それぞれ代金 10 億円、48 億 3971 万 8881 円で購入した。本件各事業年度において、本件優先受益権 2 及び本件メザニン受益権の未払元本残高が零になっていなかったことから、本件劣後受益権 2 に対する元本の償還は行われなかった。本件優先受益権 2 の売却により、

1) $157 \text{ 億 } 6808 \text{ 万 } 6359 \text{ 円} = \{\text{本件債権 1 の帳簿価額}\} \times \{\text{本件優先受益権 1 の時価}\} \div \{\text{本件債権 1 の時価}\} = 204 \text{ 億 } 7431 \text{ 万 } 6907 \text{ 円} \times 174 \text{ 億 } 9998 \text{ 万 } 0265 \text{ 円} \div 227 \text{ 億 } 2312 \text{ 万 } 1479 \text{ 円}$

2) $48 \text{ 億 } 8873 \text{ 万 } 9847 \text{ 円} = \{\text{本件債権 1 の帳簿価額}\} - \{\text{本件優先受益権 1 の譲渡原価}\} + \{\text{追加信託額}\} = 204 \text{ 億 } 7431 \text{ 万 } 6907 \text{ 円} - 157 \text{ 億 } 6808 \text{ 万 } 6359 \text{ 円} + 1 \text{ 億 } 8250 \text{ 万 } 9299 \text{ 円}$

3) 判決文には「元本」としか書かれていないが、本件流動化取引 1 との対比から、【本件劣後受益権 2 の元本】と読み替えてよいと思われる。

債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け（金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法）の是非に関する東京地判平成 24 年 11 月 2 日評釈（浅妻章如）

本件優先受益権 2 は X の貸借対照表に計上されなくなり、X は、平成 17 年 3 月期において、本件優先受益権 2 の元本金額 200 億円から譲渡原価たる 185 億 4981 万 8540 円⁴⁾を引いた 14 億 5018 万 1460 円を本件優先受益権 2 の売却益⁵⁾として計上した。本件劣後受益権 2 は X の貸借対照表に計上され続けた。本件劣後受益権 2 の帳簿価額は 44 億 3531 万 1928 円⁶⁾とする会計処理をした。

本件債権 1 と本件債権 2 を併せて「本件各債権」といい、本件優先受益権 1 と本件優先受益権 2 を併せて「本件各優先受益権」といい、本件劣後受益権 1 と本件劣後受益権 2 を併せて「本件各劣後受益権」という。

本件各事業年度において、X は、本件各劣後受益権に係る収益配当金の会計処理につき、金融商品会計実務指針 105 項（後述）の適用があるものとして、収益配当金を同項の「受取利息」に相当する「買入金銭債権利息額」及び同項の「元本の回収」に相当する「買入金銭債権償還額」に区分し、買入金銭債権利息額のみを収益に計上し、買入金銭債権償還額を収益に計上せず本件各劣後受益権の帳簿価額から減額する処理を行った⁷⁾。Z 税務署長は、買入金銭債権償還額の部分も X の益金に算入されるという前提で、本件各更正処分等をした。

1.2. 金融商品会計実務指針

金融商品会計に関する実務指針（日本公認会計士協会・会計制度委員会報告第 14 号）を「金融商品会計実務指針」と呼ぶこととする。

4) 185 億 4981 万 8540 円 = {本件債権 2 の帳簿価額} × {本件優先受益権 2 の時価} ÷ {本件債権 2 の時価} = 237 億 2274 万 0543 円 × 200 億円 ÷ 255 億 7732 万 8956 円

5) 正確には、本件債権 2 の譲渡益のうち、本件メザニン受益権・本件劣後受益権 2 に対応する部分（オフバランスとならないため譲渡益としては計上せず仮受金として処理した部分）を除いたもの、ということになるが、本件流動化取引 1 と 2 との法律構成の違いについて、X も Y も裁判所も焦点を当てていないので、本稿でも法律構成の違いについて深掘りはしない。

6) 44 億 3531 万 1928 円 = {本件債権 2 の帳簿価額} - {本件優先受益権 2 の譲渡原価} - {本件メザニン受益権の帳簿価額} + {追加信託額} = 237 億 2274 万 0543 円 - 185 億 4981 万 8540 円 - 10 億円 + 2 億 6238 万 9925 円

7) 3 事業年度の各月の数字が判決文別表 3 に掲げられているが、簡便化のため平成 18 年 3 月期の年度合計の数字だけ挙げる。本件劣後受益権 1 について、収益配当金が 2 億 8581 万 6049 円、買入金銭債権利息額が 1 億 3978 万 2229 円、買入金銭債権償還額が 1 億 4603 万 3820 円である。本件劣後受益権 2 については順に、4 億 7897 万 5542 円、2 億 5180 万 5464 円、2 億 2717 万 0078 円である。

金融商品会計実務指針 37 項：「金融資産の消滅時に譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合の譲渡損益は、次のように計算した譲渡金額から譲渡原価を差し引いたものである。譲渡金額は、譲渡に伴う入金額に新たに発生した資産の時価を加え、新たに発生した負債の時価を控除したものである。譲渡原価は、金融資産の消滅直前の帳簿価額を譲渡した金融資産の譲渡部分の時価と『残存部分』の時価で按分した結果、譲渡部分に配分されたものである。」

金融商品会計実務指針 100 項(2)：「信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合には、信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）の取得又は信託からの有価証券（債券、株式等）の購入とみなして取り扱う。ただし、企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。」

金融商品会計実務指針 105 項：「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には、取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額（以下「取得差額」という。）について**償却原価法**に基づき処理を行う。この場合、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率（実効利子率）に基づいて、債務者からの入金額を**元本の回収と受取利息**とに区分する。」〔強調：筆者〕

金融商品会計実務指針 291 項：「企業が自ら保有する金融資産を信託するとともに、信託受益権を優先と劣後に分割し、その劣後受益権を自らが保有して優先受益権を第三者に譲渡する場合、優先受益権を売却処理するためには、優先受益権が消滅の認識要件を満たして譲渡される必要がある。また、その際に自らが保有する劣後受益権は、新たな金融資産の購入としてではなく、信託した金融資産の残存部分として評価する必要がある。」

1.3. 争 点

争点 1：X が、本件各劣後受益権の収益配当金につき、買入金銭債権利息額（金融商品会計実務指針 105 項の受取利息に相当）のみを収益に計上し買入金銭債権償還額（同項の元本の回収に相当）を収益に計上しなかったことは、適法な会計処理か。

争点 2：平等原則違反の有無。

債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け（金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法）の是非に関する東京地判平成 24 年 11 月 2 日評釈（浅妻章如）

争点 3：租税法主義違反の有無。

1.4. 当事者の主張

Xは次の旨を主張した。

金融商品会計実務指針 105 項の趣旨は、債権が移転する時に、その債権から将来得られる金利収入を反映して取得価額と債権金額の差額（取得差額）が生じた場合に、取得差額について償却原価法に基づき処理を行うことで、経済活動の実態に照らして実質的に収益と評価できる範囲の利息のみを当該債権からの受取利息として収益に計上させることにある。同項にいう「取得」は、典型的な債権売買に限られず、債権の移転が生じたことに伴い当該債権の金利を反映して債権金額とは異なる取得価額が貸借対照表に計上された場合も含む。本件においては、第三者に譲渡された本件各優先受益権の金利が市場水準の金利と同様とされたことにより、市場水準を上回っていた分の金利が本件各劣後受益権の帳簿価額に反映された結果、本件各劣後受益権の帳簿価額と債権金額との間に差額が生じた。Xが本件各劣後受益権を保有するに至ったことは同項にいう「取得」に該当する。（この段落を「X主張ア」と呼ぶ。）

金融商品会計実務指針 100 項(2)及び 291 項は、信託設定時点の劣後受益権の評価方法を定めたものに過ぎず、債権取得日以後の配当の取り扱いに関する金融商品会計実務指針 105 項の解釈と無関係である。（この段落を「X主張イ」と呼ぶ。）

Y（被告・国）の主張はほぼ裁判所に受け容れられているので、割愛する。

2. 判旨 請求棄却（控訴）

I X主張アについて、「金融商品会計実務指針 100 項(2)ただし書き及びこの背景事情について説明した 291 項によれば、本件のXのように、自ら保有する住宅ローン債権という金融資産を信託すると共に、その信託受益権を優先と劣後に分割し、その劣後受益権を自らが保有して、優先受益権を第三者に譲渡する場合においては、Xの保有する劣後受益権は、新たな金融資産の取得としてではなく、信託した金融資産である住宅ローン債権の残存部分として評価する必要があるとしているのであって、これによれば、Xが信託契約によって保有するに至った本件各劣後受益権は、金融商品会計実務指針 105 項にいう『債権を取得した場合』には該当しない」。

II X主張イについて、金融商品会計実務指針 100 項(2)ただし書き及び 291

項は「一般に、信託受益権を優先と劣後に分割して、劣後受益権を自らが保有する場合は、優先受益権については、金融商品としての価値が高いものとして第三者に売却することで資金調達を円滑に行うことを企図すると共に、その反面として、劣後受益権は、リスクを負担するなど金融商品としての価値が低いものとなるため市場に出さずに自ら負担するものであると解されることから、そのような劣後受益権は、新たな金融商品の取得としてではなく、信託受益権全体から優先受益権を除いた残存部分として自ら保有し続けるものとして評価するのが、信託受益権の評価として相当であるとの判断に基づくものであると解されるところ、この理は、金融商品会計実務指針 105 項において、同様に優先劣後に分割した信託受益権を評価する場合にも何ら異なることはない」。

Ⅲ 「本件劣後受益権 1 の帳簿価額は……本件債権 1 の帳簿価額から本件優先受益権 1 の帳簿価額（譲渡原価額）を差し引いた金額として計上されるところ、本件優先受益権 1 の帳簿価額（譲渡原価額）については、本件債権 1 全体の時価を算定して各受益権の時価の割合に応じて算出しているのに対し、本件劣後受益権 1 の帳簿価額の算定においては、本件債権 1 の帳簿価額から、上記のとおり時価評価を前提として各受益権の按分計算された本件優先受益権 1 の帳簿価額（譲渡原価額）を差し引くという計算をすることとなるために、その帳簿価額と債権価額の間帳簿処理という技術的な理由によって差異が生じざるを得ないことになる。……〔改行〕 そうすると本件各劣後受益権の帳簿価額と債権金額の差額は、帳簿処理に伴う技術的な理由によって計上されたものにすぎず、各受益権の支払日までの金利を反映して定められた金額ではなく、また、その帳簿価額は、各受益権の客観的な価値を把握した金額ではないから、本件各劣後受益権については、およそ金融商品会計実務指針 105 項が、『債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合』に、期間配分による償却原価法に基づく処理をさせることとした前提を欠くものである」。

3. 評釈 判旨反対

3.1. 争点 1 に関する本判決の意義と、本稿の構成

本判決の意義は、住宅ローン債権の流動化として、債権を信託譲渡し、信託受益権を優先と劣後とに分け、優先受益権を売却し、劣後受益権を保有するという取引形態を採用した場合に、劣後受益権の収益配当金について、利息相当と元本回収相当に振り分ける金融商品会計実務指針 105 項と同様の会計処理が

債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け（金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法）の是非に関する東京地判平成 24 年 11 月 2 日評釈（浅妻章如）

当てはまらないことを詳らかにした、という点にある。

しかし、本件各流動化取引について【金融商品会計実務指針 105 項にいう「取得」に該当しない】という命題の妥当性自体に関し疑問が残る上に、仮に当該命題を前提とするとしても、当該命題は【Xの会計処理が法人税法 22 条 4 項違反である】という命題を必然的にもたらず訳ではないのではないか、という疑問が湧く。

本稿の構成を予告すると次の通りである。3.2 において、判旨が金融商品会計実務指針を法源であるかのように扱い網羅性の欠如について配慮が弱いことへの疑問を述べる。3.3 において、判旨の論理構造を分析し、Xの会計処理を裏付ける明示の規定がないことを論証しようとしているものの、税務署長の主張する会計処理が一般的に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものであることの裏付けを論証しようとはしていない、という論理構造を判旨が採っていることを指摘する。3.4 において、先行判例（最判平成 5 年 11 月 25 日）に照らせば、前述の判旨の論理構造とは逆に、納税者本人が現に採用している会計処理を違法とするためのハードルが高いと思われることを述べる。3.5 において、前述の判旨の論理構造を正当化するような、経済実質的な考慮（デフォルトルールとして税務署長の会計処理が「法人税法の企図する公平な所得計算」の要請に適合しているであろうという考慮）は見出し難いということ、簡略化したモデルに沿って考察する。3.6 において、税務署長の会計処理と Xの会計処理とを比較すると、前者は束ねられた（bunched）損金を恣意的なタイミングで計上することを容易にするという欠点があり、いわゆる費用収益対応の原則に適合しているとはいいがたいであろうことを述べる。3.7 は、まとめである。補足的に、3.8 において、争点 2 の平等原則に関する判旨への疑問を述べる。

3.2. 金融商品会計実務指針の法源性と網羅性の欠如

当然のことながら、金融商品会計実務指針は法源ではない⁸⁾。法源ではない金融商品会計実務指針をあたかも法源であるかのように解釈・適用しようとする

8) 企業会計と法人税法 22 条 4 項との関係について論じたものとして中里実「企業課税における課税所得算定の法的構造（1～5 完）」法学協会雑誌 100 卷 1 号 50 頁、3 号 477 頁、5 号 935 頁、7 号 1295 頁、9 号 1545 頁（1983）があるが、民主的正統性の契機を欠く金融商品会計実務指針についてあたかも法源であるかのように解釈適用していくという態度は、当然に非難されるものであろう。

る、判旨の姿勢には、疑問がある。

金子宏は、「公正妥当な会計処理の基準の意義については、3つの点に注意する必要がある。」「第1は、企業会計原則の内容や確立した会計慣行が必ず公正妥当であるとは限らないことである。」「第2は、企業会計原則や確立した会計慣行が決して網羅的であるとはいえないことである。」「第3は、公正妥当な会計処理の基準は、法的救済を排除するものであってはならないことである。」⁹⁾と述べる。これらの指摘の中で本件との関係で特に重要な点は、第2の網羅性の欠如である。

第一点として、あたかも法令の解釈であるかのように金融商品会計実務指針105項の適用範囲を文言の解釈によって導こうとする姿勢の是非、第二点として、金融商品会計実務指針105項の適用範囲から外れるものは直ちに金融商品会計実務指針105項と同様の処理が当てはまらないとする判旨の論理構造の是非、第三点として、金融商品会計実務指針105項と同様の処理を納税者本人が採用したことを法人税法22条4項違反とすることの是非、に分けて論ずる。第二点は次節で、第三点は本稿3.4節以下で論ずる。

会計基準は、法令のように適用範囲を正確に文言で画そうとする意図でって作成されるものではない。会計の理念（費用収益対応なり、恣意的操作の余地の縮減なり）に照らして、〇〇の取引類型については××の処理がよろしかろうという具合に作成されるものであり、どうしても（法令ですら網羅性の欠如がたびたび言われるが、それ以上に）網羅性を欠いてしまうものである。適用範囲を文言で画そうとする法令についてその文言を解釈し適用範囲を裁判所が決めていくという作業と同様の作業を、本件のような金融商品会計実務指針についても行おうとする判旨の姿勢には、疑問が湧く。

雑駁な表現であるが、**図1**のようなイメージで、××の処理が当てはまる典型的な領域、△△の処理が当てはまる典型的な領域について企業会計原則なり本件の金融商品会計実務指針なりに記述していくものの、典型的な領域から外れた場面というのはどうしても残ってしまうものと思われる。△△の処理が当てはまる典型的な領域において××の処理を当てはめようとすることは、会計の発想から許されず、法人税法22条4項の公正妥当な会計処理の基準にも合致しないということとなろうけれども、典型的でない領域については、××の処理を当てはめることが直ちに許されないということにはならず、会計の理念

9) 金子宏『租税法 第17版』289-290頁（弘文堂、2012）。

債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け（金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法）の是非に関する東京地判平成 24 年 11 月 2 日評釈（浅妻章如）

図 1

××の処理が当てはまる典型的な領域
典型的でない領域
△△の処理が当てはまる典型的な領域

図 2

105 項の適用範囲
Xが扱っていた領域？
税務署長の処理が妥当する典型的な領域

（費用収益対応なり、恣意的操作の余地の縮減なり）に照らして考えていくことになると思われる。典型的でない領域についても××の処理を類推適用（そういう表現が会計に馴染むかの違和感はともかく）すべきだ、ということもありえよう¹⁰⁾。場合によっては、公正妥当な会計処理の基準が一つには定まらず、××の処理も許されるし△△の処理も許されるという領域もありうる¹¹⁾。

他方、判旨の金融商品会計実務指針 105 項に関する姿勢は、図 2 のようなイメージであると見受けられる。金融商品会計実務指針 105 項の文言に即してその適用範囲を画し、Xが扱っていた領域がその文言の適用範囲に含まれない（その判断にも疑問が残るが、その疑問をさて措くとしても）と見るや、Xが扱っていた領域が、税務署長の処理が妥当する典型的な領域と同種の領域であるのか図 1 の典型的でない領域に相当するのかの考察を経ずに、また、会計の理念（費用収益対応なり、恣意的操作の余地の縮減なり）に照らした考察を経ずに、金融商品会計実務指針 105 項と同様の会計処理をすることが許されない、という姿勢を判旨は採用している。しかし、図 2 のような姿勢は、会計の専門家からすると違和感を呼び起こすのではなかろうか。

典型的でない領域（金融商品会計実務指針は法令ではないが、一種の規定の欠缺とも呼べるかもしれない）について、金融商品会計実務指針の文言に即してその適用を認めない、という判旨の姿勢には、企業会計原則なり金融商品会計実務指針なりの作成方針やその網羅性の欠如に照らし、疑問が湧く。

3.3. 判旨の論理構造の問題

前節の第三段落の第二点（金融商品会計実務指針の文言から外れた場合の扱い）について述べる。

10) 会計基準の確立していない新たな会計問題については、類似の会計問題についての会計基準を類推適用して処理することが許されるとした事例として、日債銀事件・大阪高判平成 16 年 5 月 25 日判時 1683 号 115 頁がある。

11) 註 10) の大阪高判平成 16 年 5 月 25 日の「公正な会計慣行に合致する会計基準は、一般的に複数存在することもあり得る」という判示や、本稿 3.4 節の最判平成 5 年 11 月 25 日を参照。

判旨の構成としては、判旨Ⅱを以って、本件の流動化取引が金融商品会計実務指針 100 項(2)ただし書き及び 291 項の想定するところに近いことを言わんとし、判旨Ⅲを以って、本件の流動化取引が金融商品会計実務指針 105 項に該当しないのみならず同項の償却原価法の処理にふさわしくないことを言わんとしている。

しかし、判旨Ⅱ及びⅢを以ってしても、Xの会計処理を違法視するのに十分であるとはいいがたい。判決文には、本件の取引が「金融商品会計実務指針 105 項に……該当しない」という表現はあるものの、金融商品会計実務指針 100 項(2)ただし書き又は 291 項に【該当する】という表現はない。Xの会計処理を裏付ける明示の規定がないことを論証しようとしているものの、税務署長の主張する会計処理が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものであることを論証しようとはしていない、という論理構造を判旨は採っている。

図 2 に照らして考えると、Xが扱っていた領域が「金融商品会計実務指針 105 項に……該当しない」という表現はあるものの、Xが扱っていた領域が【税務署長の処理が妥当する領域に含まれる】ことについて論証がない。この判旨の論理構造からすると、Xの会計処理（償却原価法）が例外であり、税務署長の会計処理（残存部分としての扱い）が原則（デフォルトルール）である、ということを経済は暗黙の前提としていることとなる。しかし、Xの会計処理を例外に位置付けることの理由は、判旨によって論証されていない。そして、Xの会計処理を例外に位置付けることは、寧ろ先行判例に沿わないのではないかと思われる。この点を次に述べる。

3.4. 法人税法 22 条 4 項の先行判例：最判平成 5 年 11 月 25 日

本稿 3.2 節の第三段落の第三点（法人税法 22 条 4 項違反とすることの是非）について述べる。

法人税法 22 条 4 項の先例として、いわゆる大竹貿易事件・最判平成 5 年 11 月 25 日民集 47 卷 9 号 5278 頁¹²⁾が挙げられる。結論として納税者が敗訴したものの、「法人税法 22 条 4 項は、現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められ

12) 租税判例百選第 5 版 120 頁（小塚真啓執筆）参照。

債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け（金融商品会計実務指針105項の償却原価法）の是非に関する東京地判平成24年11月2日評釈（浅妻章如）

る会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたものと解される」という一般論は重要である。商品輸出取引に関し、いわゆる船積日基準について「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合する」と判断した一方、納税者が採用していた為替取組日基準について「法人税法の企図する公平な所得計算の要請という観点からも是認し難い」と判断したわけであるが、3対2¹³⁾というギリギリの判断であったことから分かるように、納税者が現に採用する会計処理を否定するハードルは低くない¹⁴⁾。

本件に即して先行判例の考え方を当てはめると、一般論としては「現に[X]のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当である」筈である。Xの現に採用した会計処理は是認されることが原則であり、税務署長の介入が許されるのが例外、という構造が先行判例から導かれる。この原則例外の構造について、本件判旨は何ら論証することなく逆転させている。

それでも敢えて判旨の論理構造を正当化しようとするならば、税務署長の会計処理が、「法人税法の企図する公平な所得計算」の要請に適しているという経済実質的な考慮が背景にある、ということになろう。しかし、経済実質的な考慮としては、次に述べるように寧ろ逆であろう。

3.5. 経済実質的な考慮

数字を簡略化して考える。割引率を年10%とし、Xが第0年度末に元本金額10000の住宅ローン債権を有していたとする。簡略化のため第10年度末までの1年毎¹⁵⁾のモデルとし、現実の住宅ローン債権では、債務者の毎年の返済額に利息部分と元本償還部分とが含まれているのが通例であろうが、現実の

13) 味村治・大白勝の反対意見は、船積日基準が不適切だと言わんとしているのではなく、為替取組日基準「も、商法の前記規定に適合する」、或いは「各事業年度の益金の計上時期を任意に操作することによって不当に税負担を免れ得ることになるとまではいえない」と論じている。

14) 租税法令が網羅的に規定し尽くすことは期待できない以上、ある程度納税者本人の会計処理を是認することを原則とすることは、法人税法に限らず認められると思われる。個人所得税の事案として参考となるものとして、東京地判平成23年2月4日平成21年(行ウ)16号（東京高判平成23年8月4日平成23年(行コ)89号も控訴棄却で確定）があり、納税者がT組合（民法上の任意組合）について総額法を採用し、A1組合・A2組合（投資事業有限責任組合と有限責任組合）について純額法を採用していたところ、課税庁が全て総額法で課税処分を打った事例について、納税者の処理を認めている。

15) 本件では毎月の計算がなされているが、簡便化のため年単位での計算とする。

住宅ローン債権の返済額のうち元本償還額に相当する部分は、後掲の図（図 3 でも図 4 でも）の 10000 の元本を削る処理をするであろうから、本件の争点である収益配当金について考察する際には、第 1 年度末に利息額しか受け取っていないという想定で構わないであろうという考慮に基づき、利息部分の受取りについての数字のイメージを強調するため、第 1～9 年度の各年度末に利息部分のみを回収し、第 2 年度末に利息及び元本を回収するとする。X が債務者に金利 10% を要求していたならば、 $\frac{1000}{1.1^1} + \frac{1000}{1.1^2} + \dots + \frac{1000}{1.1^9} + \frac{11000}{1.1^{10}} = 10000$ である。

X は、貸倒れリスク及び金融仲介役務を織り込み、13% の金利を要求していたとする。第 1～9 年度末の 1300 の利息収入、並びに第 10 年度末の 1300 の利息収入及び 10000 の元本回収を前提とし、貸倒れリスクがないとすると、 $\frac{1300}{1.1^1} + \frac{1300}{1.1^2} + \dots + \frac{1300}{1.1^9} + \frac{11300}{1.1^{10}} = 11843$ が住宅ローン債権の時価となる。しかし市場は貸倒れリスクを織り込み、当該貸付金債権を 11000 と評価していたとする¹⁶⁾¹⁷⁾。

現実には、貸倒れリスクと金融仲介役務の対価だけが X の債権の元本額と時価との乖離を生むのではなく、住宅ローン契約締結時（第 0 年度より前の年度）と流動化取引実行時（第 0 年度末）の市場金利の変化などによっても、債権の元本額と時価との乖離が生まれるであろう。例えば、市場金利 10% が第 0 年度末に 8% に低下していたとすると、 $\frac{1300}{1.08^1} + \frac{1300}{1.08^2} + \dots + \frac{1300}{1.08^9} + \frac{11300}{1.08^{10}} = 13355$ となり、貸倒れリスクが不変であるとする（回収率が $11000/11843 = 92.88\%$ のままであるとすると）債権の時価は 12404 に跳ね上がる。また、市場金利が 12% に上昇していたとすると、 $\frac{1300}{1.12^1} + \frac{1300}{1.12^2} + \dots + \frac{1300}{1.12^9} + \frac{11300}{1.12^{10}} = 10565$ となり、貸倒れリスクが不変であるとする債権の時価は 9813 と下がってしまうし、現実の取引においてもこうした元本割れという事態はさほど

16) 本件流動化取引 1 の時価÷元本≒1.11、本件流動化取引 2 の時価÷元本≒1.08 である。

17) 元本金額 10000 と時価 11000 の差額は、（割引率・市場金利の変動を無視すれば）X の金融仲介役務の対価に相当することになる。但し、第 1 年度末及び第 2 年度末に回収するものの第 0 年度末における割引現在価値で表現したものであって、第 0 年度末に 1000 の利益が実現する訳ではない。

珍しいものではなかろうと推測される。しかし、割引率・市場金利の変動を考慮に入れるとモデルが複雑になるため、ここではその変動を捨象している。

第 0 年度末に X に 9000 の資金需要が生じ、住宅ローン債権の流動化を考えるとする。住宅ローン債権の一部を優先受益権化して 9000 で投資家に売却し、劣後受益権（簡便化のため本件の追加信託額は無視し、本件流動化取引 2 のメザン受益権も無視する）を X が取得するとする。流動化に際して高リスク部分を売却するタイプと低リスク部分を売却するタイプがあると考えられる。本件は優先受益権が売却されているので低リスクタイプであると考えられるが、割引率 10% と同じ 10% の収益率を投資家には提供しているものと仮想する¹⁸⁾。投資家は第 1～9 年度末に 900 を、第 10 年度末に 900 と 9000 を受け取るものと仮定する。 $\frac{900}{1.1^1} + \frac{900}{1.1^2} + \dots + \frac{900}{1.1^9} + \frac{9900}{1.1^{10}} = 9000$ である。なお、住宅ローン債権の時価が 11000 であったので、優先受益権売却時に、 $9000 - 10000 \times 9000 \div 11000 = 9000 - 8182 = 818$ の譲渡益¹⁹⁾を計上している。

X の劣後受益権の帳簿価額²⁰⁾は、 $10000 - 8182 = 1818$ となる。時価 11000 の住宅ローン債権のうち優先受益権部分の時価 9000 を売却したのだから、劣後受益権の時価は 2000 の筈のところ、 $2000 - 1818 = 182$ の部分は含み益ということになる。

X は、第 1～9 年度末に $1300 - 900 = 400$ を、第 10 年度末に $11300 - 9900 = 1400$ を受け取る権利を有する。 $\frac{400}{1.1^1} + \frac{400}{1.1^2} + \dots + \frac{400}{1.1^9} + \frac{1400}{1.1^{10}} = 2843$ である²¹⁾ ところ、これの時価が 2000 であるから、元の住宅ローン債権の $11000/11843 = 92.9\%$ という回収率と比較し、劣後受益権の方は $2000/2843 =$

18) 正確を期せば、優先受益権といえども無リスクではないから、例えば投資家には 10.2% の収益率を約束し、投資家は第 1～9 年度末に 918 を、第 10 年度末に 918 と 9000 を受け取るものとすると、 $\frac{918}{1.1^1} + \frac{918}{1.1^2} + \dots + \frac{918}{1.1^9} + \frac{9918}{1.1^{10}} = 9111$ であるところ、優先受益権のリスクを織り込んで 9000 で時価評価される、といった数値例を考えることもできよう。この場合、元の住宅ローン債権の $11000/11843 = 92.9\%$ という回収率と比べ、優先受益権の方は $9000/9111 = 98.8\%$ という形でリスクが低くなっている。

しかし優先受益権の方について正確を期すモデルを作成することは、劣後受益権に関する X の所得計算に焦点を当てる本稿の目的からすると、単に面倒事を増やすことでしかない。そのため、優先受益権は無リスクであるところでは仮想する。

19) 註 1) の計算を参照。

20) 註 2) の計算を参照。簡便化のため本件の追加信託額は無視する。

図 3

オ 843		回収 11843
ウ 818	エ 182	時価 11000
ア 8182	優先 受益権	元本 10000
	劣後 受益権 イ 1818	

図 4

コ 843			回収 11843
ケ 182	ク 818	劣後 受益権	時価 11000
カ 9000	優先 受益権	キ 1000	元本 10000

70.3%とリスクが上昇している。

Xが第1年度末に元の住宅ローン債権の債務者から1300を回収したとすると²²⁾、Xは第1年度末の収益配当金として $1300 - 900 = 400$ を受け取ることとなる。本件の争いは、この400について、全額利息相当額として益金に計上すべきか、利息相当額と元本回収相当額とに按分した上での利息相当額部分のみを益金に計上すべきか、という争いである。

図3も図4も、元の住宅ローン債権で以って利息(13%)及び元本を回収した場合の最大の回収額を第0年度末の割引現在価値11843で表している。元本金額は10000であるが、最大回収額11843について貸倒れリスクを勘案して時価は11000と評価されている。図の中で上に行けば行くほどリスクが高いとイメージしていただきたい。

判決は、Xの劣後受益権の取得を、優先受益権売却後の残部の保持と同視しているため、図3のイメージに近いのではないかと推測される。図3では、【ア+ウ】の部分(8182の譲渡原価と818の譲渡益)が優先受益権として売却され²³⁾、劣後受益権として【イ+エ】の部分(1818の帳簿価額と182の含み益)がXに保持されたまま、というイメージが表現されている。

しかし、図3のように優先受益権部分と劣後受益権部分とを時価に比例して

21) 元の住宅ローン債権の最大回収額11843から優先受益権の9000を引いた2843としても計算できる。

22) 住宅ローン債権は貸倒れリスクを抱えているので、第1年度末に1300を回収できるとは想定しがたい。しかし、多くの貸倒れリスクは元本も回収できないという形で後の年度に顕在化する場面の方が通例である(利息額のみすら返済できない場面よりも、利息+元本の返済が滞る場面の方が通例である)と思われるので、簡便化のため、第1年度末には利息額全額を回収できたと仮定している。

23) 優先受益権を購入した者は、第1年度末の900の受取り額について、何割かをウの818の一部の償還に充て残りの何割かを利息として収益に計上するであろう。

按分させるイメージは、優先劣後関係に即していないように思われる。

図4の方が、優先劣後関係に即した表現であるのではなかろうか。本件では優先受益権が低リスクタイプのもので売却されたと説明されている。従って、10000の元本²⁴⁾のうち安全な部分の【カ】の9000の部分の優先受益権として売却されたと考えられる。しかし、計算の結果として劣後受益権の帳簿価額は1818となる。これは、元々の元本部分のうち優先受益権部分として売却された後の残部である【キ】の1000と、元本10000より上のリスク部分のうちの【ク】の818が、合わさったものである、と表現できる。しかし【ク】は元々リスク部分であって、回収できない可能性も高い。10000の元本、11843の最大回収額、11000の時価として表現される元の住宅ローン債権と比べ、【キ+ク+ケ】として表現される劣後受益権部分は、元の住宅ローン債権の残存部分とは到底評価しがたいほど、権利の内容が劇的に変化しているように思われる。

図4に即して考えると、元々の住宅ローン債権の元本を超える部分としての利息額の回収は【ク+ケ+コ】の部分からなされる（うまくいけば【コ】の部分も回収できる）。【ク】の818の部分は、優先受益権売却時の譲渡益計算の余波を受けて劣後受益権部分の帳簿価額となってしまっているが、元々はリスクの高かった部分であり、第1年度末の利息額回収時に償還しておくべき性格が強いと考えられる。

もしも住宅ローン債権全体がXから第三者（Tと仮称する）に売却された場合、Tは11000を第0年度末の帳簿価額とし、第1年度末の1300の回収額について、何割かを元本償還に充て（図4でいうと【ク+ケ】の部分を用いる）、残りの何割かを利息として収益に計上する（償却原価法）。この会計処理がTについて妥当であろうことについて争いはない。このTと同様に、本件の劣後受益権を取得したXについても、【ク】について元本償還の処理をすることが、適切な会計処理といえる（少なくとも、法人税法22条4項に照らして「法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反する」ほどに元本回収を早めさせる処理とは評しがたい）と思われる。

24) 住宅ローン債権の元本部分も回収できるとは限らないのであるが、便宜的に図の下の方がリスクが低いものとイメージしていただきたい。

3.6. 税務署長の会計処理と X の会計処理との比較

税務署長の会計処理によれば、元本償還は第 1～9 年度末にはなされず、第 10 年度末に第 1 年度から第 10 年度までの分をまとめて元本回収として扱うこととなる。つまり第 10 年度末に多額の束ねられた (bunched) 損金を計上することとなる。税務署長の会計処理に従えば、X が何年か後に劣後受益権を売却することにより、特定の年度に束ねられた譲渡損を計上する、という人為的操作が可能となる。これは、法人税法や企業会計で説かれるいわゆる費用収益対応の原則に沿わない発想である²⁵⁾。

更に、第 10 年度に束ねられた損金を計上することになるであろう不都合(恐らく裁判所もその認識はあると思われるが)に触れないまま、判旨は第 1～9 年度の会計処理についてだけ結論を出そうとしているかのような印象も受ける。

X の会計処理は、第 1～9 年度末においても元本償還部分を近似的に求めようとするものである。税務署長の会計処理と異なり、特定の年度に束ねられた譲渡損を計上する、という人為的操作が難しくなる。とはいえ、X の会計処理が元本回収を経済的実態よりも早めすぎているということであれば、税務署長の会計処理の側に【特定の年度に束ねられた譲渡損を計上する人為的操作を容易にするという短所】を上回る、【公平な所得計算という長所】を観念することもできるかもしれない。しかし、金融商品会計実務指針 105 項と同様の X の会計処理が、人為的に元本回収を早めさせようとしている、と想定することは難しい。

本件各流動化取引が金融商品会計実務指針 105 項にいう「取得」に該当しないという判旨の判断に疑問が残る上、仮にその判断を是とするとしても、金融商品会計実務指針 105 項を本件各流動化取引に類推適用する X の会計処理が「法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反する」との結論を導くためには、埋めねばならない溝が大きい。

3.7. まとめ

◆文言に即した解釈が予定されている法令の解釈・適用と同様に文言に即した

25) 尤も、3.4 の最判平成 5 年 11 月 25 日の一般論に照らすと、仮に税務署長の会計処理と同じ会計処理を納税者が採用していた場合に「法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反する」との結論が導かれるかについては、即断しがたい。

債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け（金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法）の是非に関する東京地判平成 24 年 11 月 2 日評釈（浅妻章如）

解釈が予定されていない金融商品会計実務指針を解釈・適用しようとする姿勢には疑問が残る上に、網羅性の欠如についての配慮が欠けている感がある。

- ◆判旨は、X の会計処理を裏付ける明示の規定が金融商品会計実務指針に存在しないことを論証しようとしているものの、税務署長の主張する会計処理が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものであることを論証しようとはしていない、という論理構造を有している。
- ◆判旨の論理構造から、X の会計処理が例外であり、税務署長の会計処理が原則である、という原則例外の構造を前提にしているのであろうということがうかがえる。しかし、法人税法 22 条 4 項に関する判例は寧ろ納税者本人の採用する会計処理が是認されることを原則としている。
- ◆それでも判旨の論理構造を正当化しようとするならば、X の会計処理が経済的実態よりも元本回収を早めすぎているという経済実質的な考慮を前提としなければならないと思われるところ、かような論証がされてないのみならず、経済実質的な考慮としては寧ろ X の会計処理の適切さが導かれる可能性が高い。
- ◆控訴審においては、【本件各流動化取引が金融商品会計実務指針 105 項に該当するかないか】、のみならず、【該当しないとしても取引類型の経済的実態に照らして類推適用すべきか否か】、更には【X の会計処理が法人税法 22 条 4 項に照らして違法としなければならない程度に「法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反する」ことを税務署長が主張・立証したか】を審査すべきである。

3.8. 争点 2：執行レベルでの平等原則違反の有無

争点 2（平等原則違反の有無）については長大な論文が要請されようが、本件の主たる争点は争点 1 であると見受けられるので、略述するにとどめる。

「X の行った会計処理は、X 以外の者も広く行って」いるのに「X 以外に更正処分を受けた者はいない」という差別的取り扱い²⁶⁾が平等原則違反であるとの X の主張に対し、裁判所は「X 以外に本件のような事例で更正処分を受けた者がおらず、X のみが不平等な取り扱いを受けたことを認めるに足りない」

26) 同様の会計処理をしているであろう金融機関の中で何故 X だけが更正処分を受けたのか、そこに至る事情は私には分からない。

と述べる。この判旨の叙述は、Xの主張への応答として論理的に成立していないように見受けられる。

恐らく「Xのみが不平等な取り扱いを受けたこと」の主張・立証責任がXにあるとの前提の上で、その証拠が足りないと言わんとしていると思われるが²⁷⁾、Xが挙げられる証拠は「Xの行った会計処理は、X以外の者も広く行って」いることにとどまるように思われる。そして、他者の同様の会計処理についてXと同じ課税処分がなされているかどうかという事実は、Xが知るには困難な事実である。更に、Xが「X以外に更正処分を受けた者はいない」と主張していることについて、判旨が「X以外に本件のような事例で更正処分を受けた者がおらず」と述べてしまっているので、Xの主張を判旨が論駁する構造になっていない。【「X以外に本件のような事例で更正処分を受けた者がおらず」という状況であるにもかかわらず、Xだけに更正処分をしたことが「Xのみが不平等な取り扱いを受けたこと」に当たる事情の存否】について、Xが主張・立証責任を負っているという前提であるように読むことが可能であるかもしれないが、元の判決文の読み方としてぎこちない読み方になってしまう。証拠との距離と立証責任との関係²⁸⁾は、一筋縄ではいかない問題であるが、少なくとも【「X以外に本件のような事例で更正処分を受けた者」の存否】²⁹⁾については、XよりもYの方が証拠との距離が近いといえよう。

執行レベルでの不平等取り扱いの違法性を認めた事例として、いわゆるスコッチライト事件・大阪高判昭和44年9月30日判時606号19頁³⁰⁾がある。他税関では20%の関税を課し、神戸税関では30%の関税を課していたところ、裁判所は「本来ならば…30%の関税を課するのが正当であるけれども」、「超過した10%の限度において法律に基づかない違法な課・徴税処分に当る」と述べている（但し、課・徴税処分の瑕疵が「客観的に明白なもの」とまでは言えないとして、納税者からの不当利得返還請求は棄却している）。これに照らせば、本件

27) 立証責任に関し、安念潤司「憲法訴訟論とは何だったか、これから何であり得るか」論究ジャーナリスト1号132頁(2012)等の指摘があるが、今の私の手には負えない。

28) 金子宏・註9), 889-890頁参照。

29) Xが課税処分を受けることの正当化理由の有無や、不平等に当たるか当たらないかといった問題は、事実問題というよりも法律問題に位置付けられると思われ、主張・立証責任に馴染むか、即断しがたい。

30) 租税判例百選第5版23頁(宇賀克也執筆)、金子宏他『ケースブック租税法 第3版』91頁(弘文堂、2010)等参照。

債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け（金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法）の是非に関する東京地判平成 24 年 11 月 2 日評釈（浅妻章如）

でも（争点 1 とは別論として）X のみへの課税処分が違法となる余地は残されている。